

## 生活支援ハウス入居高齡者の福祉的ニーズの構造

### —基礎自治体による福祉施策の独自性—

○ 目白大学 越田 明子 (会員番号 4581)

キーワード：基礎自治体による福祉施策、生活支援ハウス運営事業、高齡者の福祉的ニーズ

#### 1. 研究目的

本研究で着目した「生活支援ハウス（以下、支援ハウス）運営事業」は、1989年のゴールドプランによって、過疎地域に限定して設置が推進された事業である。1997年の介護保険法の制定にともない、過疎地域等の限定が撤廃され、全国での設置が可能となり、介護保険がスタートした2000年のゴールドプラン21では、特別養護老人ホーム（以下、特養）退所者やひとり暮らしに不安を感じている生活支援を要する高齡者が居住できる施設として、また特養の多機能化・機能転換の併設施設として、目標数を大幅に増やし設置がすすめられた施策である。

この支援ハウスは、当初、デイサービスセンター等に居住部門を合わせて整備した小規模多機能施設であり、単身もしくは夫婦世帯で独立して生活することに不安のある高齡者に対して、介護支援機能、居住機能、交流機能を総合的に提供すると規定されていた。

また、老人福祉法等には明確な規定はないため、各市町村が条例で設置や運営基準を定めており、事業主体である市町村が主に入居を決定している（越田 2014）。ゆえに、この事業は、基礎自治体独自の福祉施策といえるが、国や都道府県が実態を把握していないこともあり、全国の状況については明らかになっていない。

本研究においては、全国の支援ハウス運営自治体がみとめた高齡者の福祉的ニーズの構造について明らかにし、自治体の福祉施策の独自性について検討することを目的とした。

#### 2. 研究の視点および方法

全国調査の内容は、設置自治体の基本属性、入居者の特徴（入居の理由や背景）等である。入居者の特徴は、基礎自治体が入居をみとめた高齡者の福祉的ニーズであり、自治体の独自性がうかがえると判断した。本研究であつかう入居者の特徴については、著者の先行調査から28項目を抽出し、「いない」から「かなりいる」の4段階で回答してもらった。

全国の支援ハウス運営自治体の情報のすべては公開されていないため、都道府県施設情報をもとに、各都道府県庁や市町村に問い合わせた。そして2017年10月から11月にかけて、396自治体に郵送調査を実施した。そのうち運営を停止していた自治体が17件あり、運営自治体への発送は379件であった。本研究では、回収された300件（回収率79.2%）から著しく内容が欠損しているものを除き最終的に280件を分析対象とした（93.3%）。

そして、入居者の特徴について、最尤法、プロマックス回転を用いた因子分析を行った。また抽

出された因子は構成概念の妥当性を確認するために検証的因子分析を行い適合度の評価をした分析には、統計解析ソフト IBM SPSS Statistics 28 および IBM SPSS Amos28 を用いた。

### 3. 倫理的配慮

調査実施にあたっての倫理上の配慮については、日本社会福祉学会の研究倫理規定に基づいて行った。研究対象は、自治体における当該施設設置運営の実際であり、個人を特定するデータは扱っていない。調査票発送時に、研究目的およびデータの使用方法や、数量的データを統計的に処理すること、市町村や担当課にとって不利益な情報は公開しないこと、調査結果の利用方法について、文書で説明し、回答があったものを用いた。

また、本報告に関連して、開示すべき COI（利益相反）関係にある企業等はない。

### 4. 研究結果

対象自治体の基本属性として、市が 54.1%、町が 30.4%、村が 13.7%、政令指定都市が 1.1%であった。高齢化率は 28~35%未満が 34.8%、35~45%未満が 34.1%、42~49%が 12.6%、21~28%が 12.2%であった。利用料は 95.9%の自治体が応能負担であった。

因子分析の結果、入居者の特徴（入居の背景・理由）すなわち高齢者の福祉的ニーズは、14項目5因子構造であることが推測された。第1因子【不利な居住地域】、第2因子【入所・入院待機】、第3因子【経済面・環境面での困窮】、第4因子【医学的支援の必要】、第5因子【自宅の被災】と命名した。

全体の Cronbach's  $\alpha$  係数は 0.771 であった。モデル適合度を検証するための検証的因子分析を実施した結果、CFI=0.962、NFI=0.916、RMSEA=0.052 であった。

### 5. 考察

本研究の結果から、支援ハウス運営事業を通して自治体が独自に対応した高齢者の福祉的ニーズについて明らかになった。第1因子の通院や買い物、サービスの利用において【不利な居住地域】におけるニーズや、第2因子の特養や老健、病院の【入所・入院待機】といった要介護高齢者特有の生活継続のための事情、第3因子の低所得や生活保護、家族問題という【経済面・環境面での困窮】、第4因子の認知症、退院後、医学的ケアといった【医学的支援の必要】、第5因子の【自宅の被災】による緊急的なニーズは、規定された制度で解決しにくいニーズであり、高齢者の実情に応じた様子がうかがえた。基礎自治体独自の福祉施策として、今後はさらに精査しながら他項目も踏まえた分析が必要である。

本研究は JSPS 科研費 JP16K04209 の助成を受けたものである。

文献 越田明子(2014)「国の福祉政策と自治体による施策の実施過程に関する研究

——生活支援ハウスの設置をめぐって」『社会福祉学』55(3)、12-28.